

ネットワーク事業・訪問看護実践研修事業 Q&A

【事業全般について】

Q1 みなし訪問看護事業所は、本事業の申請対象になりますか。

A1：対象となる「訪問看護ステーション」とは、介護保険法第41条第1項本文の指定を受けた者で、法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業者（法第71条の規定により開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院・診療所を除く）を指しており、みなし訪問看護事業所は対象となりません。また、サテライトの申請もできません。

Q2 事業所の母体が他府県の場合は、本事業の対象になりますか。

A2：事業所が大阪府内であれば申請可能です。

Q3 他団体（または他機関等）で同一事業内容の補助金申請をしていますが、本事業も申請可能でしょうか。

A3：同一事業内容なので、申請はできません。

Q4 概要版に事業完了時点とありますが、いつのことをさしますか。

A4：補助対象期間の最終月をさします。

Q4-2 物品および備品の購入に関して注意事項はありますか。

A4-2：あります。

(1)中古品は補助対象となりません。

(2)購入した物品が、単体で10万円を超える場合、固定資産扱いとなり帳簿の管理が必要です。また、購入した備品については、現物確認が必要となるため、報告書には購入した事業所が分かる方法で撮影した備品の写真も併せて提出してください。

なお、10万以上の物品を購入する場合には、事前に事務局へご相談ください。

《規模拡大推進事業について》

～「規模拡大」の考え方について～

Q5 看護職常勤換算人数の増減の確認方法を教えてください。

A5：常勤換算人数は、原則前年度末（3月分）の勤務表と事業完了月の勤務表を比較して確認します。

Q6 規模拡大を行った算定月に職員が突発的な事情により欠勤が続き、計算上一時的に常勤換算人数が減っている場合は要件を満たさないこととなりますか。

A6：常勤換算人数は、雇用契約を基に判断します。

※報告時に雇用契約書（写し）を添付書類として、提出していただきます。

～機能強化（所定の加算を取得）について～

Q7 機能強化に係る所定の加算の取得について、比較の基になる算定の基準はいつ時点となりますか。

A7：原則前年度末（3月31日）となります。

Q8 前年度、規模拡大の要件で事務職員雇用の申請を行い、補助金の交付を受けました。今年度機能強化でもう一度、事務職員雇用の申請することは可能ですか。

A8：1事業所1回までの事業であり、交付を受けた同事業の申請はできません。

以下表をご参照ください。

	【前年度】			【今年度】		
例1	規模拡大	事務職員雇用	➡	規模拡大	システム導入	可能
例2	規模拡大	事務職員雇用	➡	機能強化	事務職員雇用	不可能

1. 【システム導入費の補助について】

Q9 前年度にシステムを導入し、今年度にモバイルなどの備品購入を考えている場合、補助申請の対象となりますか。

A9：規模拡大、機能強化のどちらかの要件を満たしていれば対象となります。但し、前年度のシステム導入時に当該補助金が交付されていないことが前提となります。

Q10 備品等購入の領収書は法人名でも認められますか。

A10：法人名でも認められます。（但し、その用途がわかる領収書の提出が必要です）

Q11 システム導入・備品購入について、端末のリース及びレンタルでも申請の対象となりますか。

A11：申請対象となります。但し、補助対象期間内に実際に支払った経費が対象となります。

Q12 規模拡大・機能強化をする前にICTシステムを導入しました。この場合、使用料や賃借料の対象はいつからとなりますか。

A12：補助対象期間に該当すれば、ICT導入した時点から補助の対象となります

Q13 システム導入において、PCのLANケーブル等の設置にかかる工事費は、経費の対象になりますか。

A13 対象となります。但し、システム導入に必要な工事に限られます。

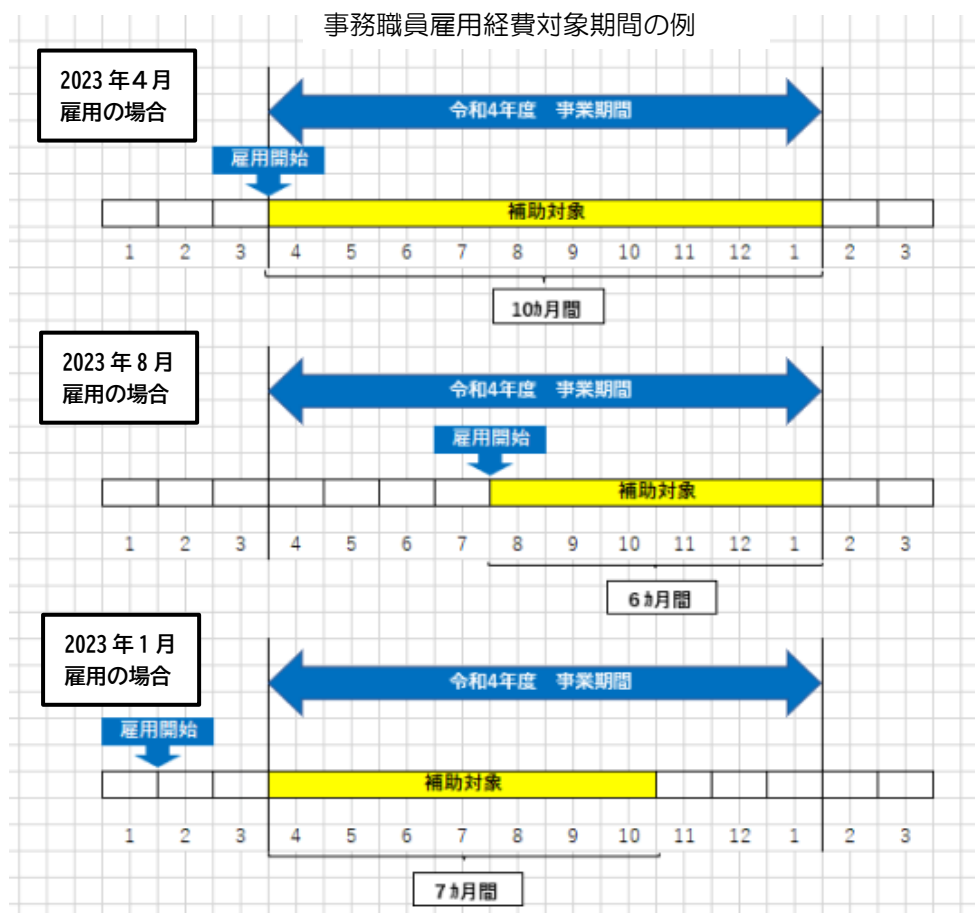
Q14 破損防止用のカバーなど、端末の附属品は対象になりますか。

A14：端末を使用するにあたり、通常必要と考えられる附属品であれば対象となります。

2. 【事務職員雇用経費の補助について】

Q15 事務職員雇用の補助の対象期間は、いつからいつまでとなりますか。

A15 概要版（P.6）及び以下の図をご確認ください。



Q16 事務職員を新たに2名雇いました。2名分の雇用経費申請は認められますか。

A16：認められます。但し、複数名であっても、交付額の上限は1施設当たり153万円（基準額上限306万円の1/2）です。

3. 【特定行為研修等代替職員確保支援事業について】

Q17 特定行為研修等とはどのような研修が対象になりますか。

A17：特定行為研修等とは以下をさします。

- ・特定行為研修
- ・専門看護師研修
- ・認定看護師研修
- ・認定看護管理者研修
- ・特定分野指導者講習会
- ・精神算定要件研修
- ・訪問看護管理者研修

※新卒関連の研修はスキルアップを目指すものでなく、基礎研修のため対象外となります。

Q18 代替職員とする看護職は、今年度の新たな雇用以外は補助対象となりませんか。

A18：代替職員は、新たな雇用であるか否かは問いません。

詳細は、概要版（P.6）の代替看護職員の条件をご確認ください。

4. 【新任訪問看護師育成事業について】

Q19 補助要件として、教育内容に、系統立てられた講義、演習、多機関実習、病院実習、eラーニングなど、多くの要件がありますがすべて必要となりますか。

A19：新任訪問看護師育成事業は、以下の教科の受講が必要です。但し、病院勤務経験がある看護師の場合は、《ウ》の病院実習は免除されます。

《ア》訪問看護eラーニング研修の全教科

《イ》新任向け訪問看護師階層別研修、あるいは同等の内容の研修

《ウ》病院施設実習（病院施設での経験がない方のみ受講）

《エ》地域研修（診療所、居宅介護、地域包括支援センター、病院外来・退院支援部門、老人保健施設等の他施設で2か所以上研修を受講）

《オ》技術研修（訪問看護師に必要な技術トレーニングは、自施設でのOJTに加え、他の事業者団体等が実施する訪問看護師向け研修を受講）

Q20 当該補助事業にかかる新任職員の教育計画について、参考となるひな形はありますか。

A20：研修計画のプログラムは当協会のホームページにひな形を掲載しています。

Q21 他の訪問看護ステーションで9カ月働いた看護師が、当訪問看護ステーションに入職しました。本事業の申請を考えていますが、この場合、本事業の対象になりますか。

A21 貴訪問看護ステーションへの入職開始時点で、当該新任看護師が、訪問看護経験1年未満であれば対象となります。

Q22 新任のパートやアルバイトの訪問看護師や、一時的な雇用（期間の定めのある契約看護職員）でも本事業の対象となりますか。

A22：パートやアルバイトなどの短時間雇用職員でも対象となります。また、期間の定めのある看護職員も対象です。さらに、所定の研修スケジュールを事業終了期間内に修了できる方であれば申請が可能です。※

Q23 昨年12月に雇用した新任訪問看護師（未経験者）は、今年4月からの本事業の対象になりますか。

A23：訪問看護経験1年未満の看護職員を新たに雇用した場合は、雇用月から10か月以内かつ当該年度の4月以降の1月末までの事業にかかる経費が補助されます。

以下の表（参考例）をご参照ください。

当年度4月の新任雇 者の場合	4月に雇用～新任育成事業の開始 ～ 1月末に事業終了										
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
	(補足説明) このケースでは、4月～1月末まで10か月間の事業期間の新任育成にかかる事業経費が認められます。										
当年度5月の新任雇 者の場合	5月に雇用～新任育成事業の開始 ～ 1月末に事業終了										
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
	(補足説明) このケースでは、5月～1月末まで9か月間の事業期間の新任育成にかかる事業経費が認められます。事業補助期間は4月～1月末ですので、2月は事業（経費）対象期間となりません。										
昨年度12月の新任雇 者の場合	昨年12月に雇用～新任育成事業の開始 ～ 9月末に事業終了										
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
	(補足説明) ◎このケースでは、4月～9月末まで6か月間の事業期間の新任育成にかかる事業経費が認められます。事業は当該年度の補助となっていますので、昨年度の12月～3月対象外となります。 ◎なお、12月～3月の事業経費は認められませんが、各種必要研修をこの期間（12月～3月）に行った場合は、証明書（受講証等）の提出をもって、必要研修を実施したとみなされます。 例）12月～3月でeラーニング修了→修了証の提出をもって、必要研修受講とみなします。										

Q24 同一の新任看護師を育成するにあたり、「新任訪問看護師育成事業」と「特定行為研修代替職員確保事業」の両方を申請することはできますか。

A24：申請可能です。「新任訪問看護師育成事業」は、育成にかかる物品や、指導する看護職員等の労働対価（賃金・報酬等）を補助するものであり、「特定行為研修」は、当該看護職員研修時の代替となる職員の賃金を補助するものです。そのため、補助対象は重複しておらず、両事業の同時申請が可能となります。

Q25 地域研修について教えてください。

A25：貴事業所を取り巻く地域の実情や、医療介護の連携について知ることを目的とした研修のことです。その趣旨から、他の訪問看護事業所での研修は対象にあたりません。また、地域連携のテーマであっても、企業主催や府全体での研修も趣旨と異なっており、対象となりません。貴事業所の地域の診療所、居宅介護、地域包括、病院外来・退院支援部門、老人保健施設等の他施設で、2か所以上研修の受講が必要です。但し、グループ会社や系列施設は対象外となります。研修形式については問いませんが、必ず研修報告書の提出をお願いします。

Q26 申請後に、対象者が途中で退職したが、申請は継続できますか。

A26：本事業は、訪問看護師の確保・育成・定着を図ることを目的としています。貴事業所において、本事業の目的に沿って教育を進めた結果、条件を満たすのであれば、可能です。条件を満たさない等諸事情により、申請を取り下げる場合は、取下げ書の提出をお願いします。

Q27 入職した対象者に購入した電動自転車やパソコンなどの備品は、経費の対象になりますか。

A27：本事業は、下記にあげる「研修を実施する事業に必要な経費」が対象となりますので、通常業務で使用するものは、対象となりません。その観点からユニホーム、カバン、聴診器などの消耗品費も対象外となります。

1. 教育や同行訪問などを担当する担当者の人件費
2. 研修の受講費や旅費交通費
3. 研修の参考に供する書物などの費用
4. 研修受講に供する消耗品費